

厚生労働省
群馬労働局発表
令和8年5月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 鈴木 淳
主任地方産業安全専門官 木村 正義
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

令和8年度(第99回)「全国安全週間」が実施されます

～群馬労働局長メッセージを発信するとともに、
7月3日(金)には「群馬産業安全衛生大会」の開催なども行います～

群馬労働局(局長 うえのやすひろ 上野康博)及び県内各労働基準監督署では、「全国安全週間」及び同週間の準備期間中に以下の取組を行います。

【令和8年度(第99回)全国安全週間の概要】

- 実施期間**
本週間 令和8年7月1日(水)～7日(火)
準備期間 令和8年6月1日(月)～30日(火)
- スローガン** 『多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場』
- 群馬労働局長メッセージ**
全国安全週間を迎えるに当たって、群馬労働局長メッセージを発信し、「安全な未来の職場」を目指す機運の醸成を図ります(資料1)。
- 群馬労働局及び各労働基準監督署の主な取組**
 - 群馬労働局
 - 「群馬産業安全衛生大会」の開催
日時:令和8年7月3日(金) 午後1時30分から(予定)
場所:群馬県JAビル 大ホール(前橋市亀里町1310番地)
内容:①安全衛生優良事業場等の表彰
②群馬労働局行政情報
③特別講演「化学物質取扱い時の皮膚障害」
講師:岡田悦子氏(高崎総合医療センター 皮膚科部長)
参加見込人数:約300人
 - 安全週間ライトアップ
全国安全週間期間中に安全の象徴である緑十字の緑色にちなんで、以下のとおり各施設に緑色のライトアップが行われます(以下の各日没から午後10時頃まで)。
 - 群馬県庁昭和庁舎 7月6日(月)～7日(火)
 - 日本トーター グリーンドーム前橋 7月1日(水)～7日(火)
 - 臨江閣 7月1日(水)～3日(金)
 - 県内各労働基準監督署
準備期間の6月に「全国安全週間趣旨説明会」の開催(資料2)

※取材に関する問合せ先

- ・ 4 (1) ア 一般社団法人群馬労働基準協会連合会 (電話: 027-212-9275)
- ・ 4 (1) イ 群馬労働局 健康安全課 (電話: 027-896-4736)
- ・ 4 (2) 各労働基準監督署

資料1 「群馬労働局長メッセージ」

資料2 「令和8年度 全国安全週間趣旨説明会 日程予定表」

資料3 令和8年度(第99回)全国安全週間チラシ

令和8年度 全国安全週間を迎えるに当たって

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で99回目を迎えます。

令和8年度全国安全週間は、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

のスローガンの下、7月1日から7日までの間、群馬労働局及び各労働基準監督署をはじめ、全国で展開されます。

労働災害防止の取組においては、経営トップ（事業者）及び産業安全に携わる関係者皆様のご支援と、ご協力の下、各種安全管理活動を通じて安全水準は着実に向上してきておりますが、今なお多くの労働災害が発生しております。

群馬県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、ここ数年は増加傾向にあり、背景には労働人口に占める高年齢労働者の割合が高まり、行動に起因する転倒や腰痛などの労働災害の増加が要因であると考えております。

令和7年の労働災害の発生状況は、前年と比較して休業4日以上死傷者数が94人減の2,552人と令和になって初めて減少したものの、同死傷者数のうち死亡者数は前年と同数の16人となっており、労働災害による死亡者数の減少や労働災害が多発している高年齢労働者及び転倒災害等の防止への対応が引き続き求められております。

このため、「誰もが安全で健康に働くことのできる社会の実現」のためには、事業者や注文者のほか、労働者等の関係者全員が一丸となって取組み、自身の責任と役割を認識し、真摯に安全な職場環境を構築することが重要であると考えております。

群馬労働局では、令和5年度から9年度までを計画期間とした「第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」を策定し、労働災害の減少への転換を目指しながら、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への意識変革の促進を進めております。

各事業場並びに労働者の皆様方におかれましては、本週間を契機に、労働災害防止の重要性を再確認し、経営トップの労働災害撲滅の強い意志と、労使一体となった計画的な取組の推進と実践により、「安全な未来の職場」を目指す機運を醸成いただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 上野 康博

令和8年度 全国安全週間趣旨説明会 日程予定表

資料2

監督署別	地区	実施日	開始時間	場 所 (住所)	参加見込 人数
高崎署	高崎地区	6 / 19 (金)	13 : 30	高崎市産業創造会館 (高崎市下之城町 584-70)	80 人
	安中地区	6 / 18 (木)	15 : 30	並木苑 (安中市原市 587-1)	50 人
	松井田地区	6 / 16 (火)	15 : 45	安中市役所松井田支所基幹集落センター (安中市松井田町新堀 245)	20 人
	富岡地区	6 / 26 (金)	15 : 00	J A甘楽富岡ヴァンベール (富岡市富岡 2638)	50 人
	下仁田地区	6 / 12 (金)	15 : 00	下仁田交流防災ステーション (道の駅しもにた敷地内)	45 人
前橋署	前橋地区	6 / 4 (木)	14 : 00	前橋商工会議所 (前橋市日吉町 1-8-1)	60 人
	伊勢崎地区	6 / 10 (水)	13 : 30	伊勢崎商工会議所 (伊勢崎市昭和町 3919)	80 人
	渋川地区	6 / 10 (水)	13 : 30	(株)高進 (渋川市半田 3178-1)	20 人
桐生署	桐生地区	6 / 10 (水)	14 : 00	桐生織物会館 (桐生市永楽町 5-1)	50 人
太田署	太田地区	6 / 11 (木)	14 : 30	太田市社会教育総合センター (太田市熊野町 23-19)	80 人
	館林地区	6 / 17 (水)	14 : 00	館林文化会館小ホール (館林市城町 3-1)	120 人
	大泉地区	6 / 12 (金)	13 : 30	洋泉興業大泉町文化むら (邑楽郡大泉町朝日 5-24-1)	30 人

沼田署	沼田利根地区	6 / 16 (火)	14 : 00	利根沼田文化会館 (沼田市上原町 1801-2)	50 人
藤岡署	藤岡地区	6 / 9 (火)	14 : 00	藤岡商工会議所 (藤岡市藤岡 853-1)	50 人
中之条署	吾妻地区	6 / 4 (木)	14 : 00	バイテック文化ホール (吾妻郡中之条町大字西中之条 135)	80 人

【連絡先】

高崎労働基準監督署 (安全衛生課) TEL 027-367-2313

前橋労働基準監督署 (安全衛生課) TEL 027-896-4536

桐生労働基準監督署 TEL 0277-44-3523

太田労働基準監督署 (安全衛生課) TEL 0276-58-9729

沼田労働基準監督署 TEL 0278-23-0323

藤岡労働基準監督署 TEL 0274-22-1418

中之条労働基準監督署 TEL 0279-75-3034

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場

今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
 - 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- 自主的な安全衛生活動の促進
 - 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施
 - リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組
 - 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - トラックの逸走防止措置の実施
 - トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策
 - 一般的事項
 - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ)編練工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策
 - 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- 林業の労働災害防止対策
 - 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 特定自主検査の適正な実施
 - フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- 交通労働災害防止対策
 - 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策
 - 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署